

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	72210001	部・課・係名等	コード1	02050200	政策体系上の位置付け	コード2	722001	予算科目	コード3	001040105
事務事業名	環境衛生推進事業	部 名 等	民生部		政 策 の 柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	環境衛生推進事業	課 名 等	環境安全課		政 策 名	2 脱温暖化・循環型社会の構築		款	4. 衛生費	
事業期間	開始年度 平成7年度 終了年度 当面継続 業務分類 5. ソフト事業	係 名 等	生活安全係		施 策 名	2. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進		項	1. 保健衛生費	
実施計画(H25～H27)への記載	無	記入者氏名	山岡 晃		区 分	なし		目	5. 環境衛生費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	電話番号	0765-23-1048		基 本 事 業 名	ごみの発生抑制と減量化の推進				

◆事業概要 (どのような事業か)	◆実施計画への記載予定事業内容	単 位	計 画					
			上段・計画：下段・実績		計 画			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
・魚津市廃棄物減量等推進審議会の事務局 ・魚津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する規則第7条に規定：廃棄物の減量化、適性処理に関して、基本的な事項について調査審議する。 ・魚津市環境保健衛生協会の事務局 ・会議開催（総会、役員会等）、研修会の開催	H26 H27 H28							
<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 市民 廃棄物減量等推進審議会委員 廃棄物減量等推進員	対象指標	人	44,812	44,315	44,728	44,490	44,178	43,865
	① 市民	人	44,812	44,315				
	② 廃棄物減量等推進審議会委員	人	11	10	11	11	11	11
	③ 廃棄物減量等推進員	人	126	126	126	126	126	126
			126	126				
<平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 廃棄物減量等推進審議会の開催 環境保健衛生協会の事務局事務(会議、研修会等の開催、鴨川一斉清掃の実施) 活動補助金及び負担金の交付、こみ収集カレンダーの作成	活動指標	回	2	2	2	2	2	2
	① 審議会の開催数	回	2	2				
	② 環境保健衛生協会 会議開催数	回	5	5	5	5	5	5
	③		6	5				
<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> ・廃棄物の排出抑制、再利用促進による廃棄物の減量化、廃棄物の適正な処理 ・生活環境の保全、公衆衛生の向上 ・市民の健康で快適な生活の確保	成果指標	kg	170.0	170.0	170.0	170.0	170.0	170.0
	① もやせるごみ1人年間排出量	kg	177.4	179.7				
	② もやせないごみ1人年間排出量	kg	39.0	39.8	39.0	39.0	39.0	39.0
	③ 資源物収集量	kg	2,100.0	2,100.0	2,100.0	2,200.0	2,300.0	2,400.0
			2,063.0	2,072.0				
<施策の目指すがた> 市民のごみ問題に対する意識が高まり、減量化、リサイクルの取組みが進み、ごみが減少しています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯	費 目	実 績					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
平成7年に魚津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例が制定され、審議会が設置された。	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	816	656	743	600	600
		(4)一般財源 (千円)	835	965	1,479	1,740	1,740
		子算(決算)額(1)～(4)の合計 (千円)	1,651	1,621	2,222	2,340	2,340
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 廃棄物のリサイクルに関する法律が施行され、リサイクルが推進されるとともに、ごみの減量化に対する意識が高揚してきている。	支出内訳	(1)需用費 (千円)	824	789	1,364	1,500	1,500
		(2)委託料 (千円)	0	0	0	0	0
		(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0
		(4)負担金補助及び交付金 (千円)	719	719	720	720	720
		(5)その他 (千円)	108	113	138	120	120
		A. 子算(決算)額(1)～(5)の合計 (千円)	1,651	1,621	2,222	2,340	2,340
◆県内他市の実施状況	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄	①事務事業に携わる正規職員数 (人)	5	4	4	4	4
●把握している ○把握していない	→ 廃棄物減量等推進審議会の設置状況	②事務事業の年間所要時間 (時間)	560	360	400	400	400
◆市民と行政の協働状況	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	2,428	1,584	1,760	1,760	1,760
●協働している ○協働可能だが未実施 ○協働になじまない	→ 環境保健衛生協会、地区環境保健衛生協議会による環境及び保健衛生活動の実施 鴨川周辺住民による鴨川の一斉清掃の実施	事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	4,079	3,205	3,982	4,100	4,100
		(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
○ 直結度大 ● 直結度中 ○ 直結度小	説明	広く市民等の意見や提案を聞き施策に反映させることは、ごみ問題に対する意識が高まり、減量化、リサイクルの取組みが進み、ごみの減少につながる	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	廃棄物処理法 魚津市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
あり	説明	成果実績	中位
市民の協力とごみ減量化、リサイクルの推進事業が図られることによって、更なる事業成果の向上が見込まれる			
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業なし	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最小限の事業費であり、削減の余地なし	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最小限の業務時間	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていないか)			
なし	説明	市民を対象にした事業、活動であり、受益機会は偏っていない	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	適正な水準	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
● 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	審議会、協議会の充実を図る。 委嘱委員の増、構成員の多様化など コストの方向性 増加
	中・長期的 (~5年間)	審議会、協議会の協議事項、内容の充実を図る。 成果の方向性 向上

★ 一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
・日常生活において毎日ゴミが発生するため、市民一人ひとりが廃棄物の排出抑制、再利用促進による廃棄物の減量化、廃棄物の適正な処理に努める必要があり、魚津市環境保健衛生協会や廃棄物減量等推進審議会を中心として対策会議を開催し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に今後とも努めていく必要がある。		
		不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	72210002	部・課・係名等	コード1	02050200	政策体系上の位置付け	コード2	722001	予算科目	コード3	001040201
事務事業名	一般廃棄物収集運搬事業	部名等	民生部		政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	一般廃棄物収集運搬事業	課名等	環境安全課		政策名	2 脱温暖化・循環型社会の構築		款	4 衛生費	
事業期間	開始年度 昭和27年度頃 終了年度 当面継続	業務分類	5. ソフト事業		施策名	2. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進		項	2. 清掃費	
実施計画(H25~H27)への記載	無	実施計画(H26~H28)における区分	実施計画書に記載しない		区分	なし		目	1. 塵芥処理費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営		記入者氏名	杉本 憲一	基本事業名	ごみの発生抑制と減量化の推進				
		電話番号	0765-23-1048							

◆事業概要 (どのような事業か) 市民、市庁舎等から排出されるごみや町内清掃等で集められるごみ・汚泥等の収集運搬業務を委託により行う。 ごみの適正排出指導、減量化の推進啓発を市民に対して行う。	◆実施計画への記載予定事業内容		計画								
	H26		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
	H27										
	H28										
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 市民 家庭系一般廃棄物	① 市民 ② 家庭系一般廃棄物の量 ③	人	44,812	44,315	44,728	44,490	44,178	43,865		
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 <平成25年度までの主な活動内容> ・もやせるごみ、もやせないごみ、金物粗大ごみの収集・運搬(委託) ・不適正排出があった際の、市民等に対する指導	① 収集運搬した家庭系一般廃棄物の量 ② ③	t	9,500	9,650	9,650	9,500	9,350	9,200		
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> ・魚津市一般廃棄物処理計画により、適正に収集運搬が行われる。 ・ごみの減量化。	① 適正に収集、運搬、処理した家庭系一般廃棄物の割合 ② 市民1人あたりの家庭系ごみの年間排出量 ③	% kg	100	100	100	100	100	100		
その結果	<施策の目指すがた> ・ごみ問題に対する意識が高まり、減量化、リサイクルの取組みが進み、ごみ量が減少しています。 ・効率的なごみの収集・運搬・処理体制が確立し、廃棄物が適正に処理されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 各家庭のごみを庭や畑に埋めたり燃やしたり、空き地や川・海に捨てられているゴミが多かったことから、市がゴミ収集車を購入し、市街地から順次ゴミ収集を開始した。 ・平成5年度より民間委託開始 ・平成7年4月から指定有料ごみ袋制度導入 ・平成14年4月からもやせるごみの祝日収集、もやせないごみの祝日振替収集開始 ・平成15年4月から市内全域において容器包装リサイクル法に係る分別収集完全実施 ◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 廃棄物のリサイクルに関する法律が施行され、リサイクルが推進されるとともに、ごみの減量化に対する意識が高揚してきている。			費目		実績		計画				
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) ゴミの減量化について、市議会等から質問がある。 市民からは、ごみの出し方についての問い合わせがある。			財源内訳 (1)国・県支出金 (千円) 0 0 0 0 0 0 (2)地方債 (千円) 0 0 0 0 0 0 (3)その他(使用料・手数料等) (千円) 40 32 30 30 30 30 (4)一般財源 (千円) 190,073 190,625 191,403 191,120 191,020 191,120 予算(決算)額(1)~(4)の合計 (千円) 190,113 190,657 191,433 191,150 191,050 191,150		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
					支出内訳 (1)需用費 (千円) 35 142 45 150 50 150 (2)委託料 (千円) 190,078 190,515 191,388 191,000 191,000 191,000 (3)工事請負費 (千円) 0 0 0 0 0 0 (4)負担金補助及び交付金 (千円) 0 0 0 0 0 0 (5)その他 (千円) 0 0 0 0 0 0 A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計 (千円) 190,113 190,657 191,433 191,150 191,050 191,150						
◆県内他市の実施状況 ● 把握している ○ 把握していない			◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 新川広域圏内の市町の廃棄物の処理量(地区S T 家庭ごみ)		①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	2	2	2	2	2
◆市民と行政の協働状況 ● 協働している ○ 協働可能だが未実施 ○ 協働になじまない			◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 地区ごみステーションの設置、維持管理、ごみ出しルールの徹底及び指導		②事務事業の年間所要時間 (時間)	900	760	800	800	800	800
					B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円)	3,902	3,343	3,520	3,520	3,520	3,520
					事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	194,015	194,000	194,953	194,670	194,570	194,670
					(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	一般廃棄物を計画的に収集運搬することは、効率的なごみの収集・運搬・処理体制が確立し、廃棄物が適正に処理されることとなり、施策の目指す姿そのものといえる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	事務の区分	自治事務	
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	リサイクルの推進等によりごみの減量化・資源化が図られているが、現実にはごみの量は横ばい状態である。また、ごみの量が減ったとしても、ごみステーションに出されたごみは収集・運搬する必要がある。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	廃棄物の収集運搬に関する業務委託については、競争入札に付すべきとの意見もあるが、廃清法により一般廃棄物の処理は市町村の責務とされ、市町村自ら処理計画を策定しており、この計画に基づき委託業者が行う場合においても、その処理に関しては政令で定める基準によることとされている。この基準の中に、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を示している。法の趣旨は、「行政」の適正な執行を追求するもので、委託料等において市場原理を追求するものでなく公法上の契約である。よって、競争入札による削減の余地はない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現在の人員は必要最低限度であり、ごみの減量など積極的な啓発活動を行うには、むしろ増員する必要がある。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	市民全体が受益者である。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	平成7年4月から指定有料ごみ袋制度導入(新川広域圏の構成市町と同額)	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	現状維持 コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	当面の間、現状を維持 成果の方向性 維持

★ 一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
・ 家庭から排出されるゴミについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市が一般廃棄物処理計画を作成し、適正に処理することとなり、処理体制を整えてごみの収集・運搬を適正に処理しているが、さらに、効率的な収集方法やごみの減量化等について創意工夫が必要である。		不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	72220001	部・課・係名等	コード1	02050200	政策体系上の位置付け	コード2	722001	予算科目	コード3	001040201
事務事業名	ごみ集積場及び資源物集積場設置補助事業	部名等	民生部		政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	ごみ集積場及び資源物集積場設置補助事業	課名等	環境安全課		政策名	2 脱温暖化・循環型社会の構築		款	4 衛生費	
事業期間	開始年度 平成9年 終了年度 当面継続 業務分類 4. 負担金・補助金	係名等	生活安全係		施策名	2. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進		項	2. 清掃費	
実施計画(H25~H27)への記載	無	記入者氏名	杉本 憲一		区分	なし		目	1. 塵芥処理費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営	電話番号	0765-23-1048		基本事業名	ごみの発生抑制と減量化の推進				

◆事業概要(どのような事業か) 環境美化を促進するため、ごみ集積場及び資源物集積場を新設又は更新する町内会に費用の一部を補助	◆実施計画への記載予定事業内容	単 位	上段・計画：下段・実績	計 画				
	H26		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	H27							
	H28							
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 町内会	対象指標 ① 町内会等の数	団体	248	248				
	②							
	③							
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 町内会がごみ集積場及び資源物集積場を新設又は更新する際に補助金を交付。 <平成25年度の主な活動内容> 町内会がごみ集積場及び資源物集積場を新設又は更新する際に、費用の1/3又は5万円を上限として補助金を交付。	活動指標 ① 補助金交付申請の件数	件	15	15	15	15	15	15
	② 補助金を交付した件数	件	15	15	15	15	15	15
	③							
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 箱型のごみ集積場を設置することにより、生ごみの飛散やカラスからの被害等防止のため、また、清潔が保持される。資源物集積場については、屋根や壁を取付けることで地域住民が利用しやすくなる。	成果指標 ① 適正に管理されている地区ごみSTの数	箇所	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
	②							
	③							
その結果 <施策の目指すがた> ごみ・資源物が、適正に処理されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							

◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 平成9年より、カラスなどにより生ごみが飛散する等の被害が生じ始めたことから、これを解消するために始まった。	費 目	実績	計 画				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) かご式のごみ集積場は、見た目にもクリーンで、生ごみの飛散などは少なくなった。	財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源 (千円)	729	488	750	750	750
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 補助金額の増額		予算(決算)額(1)~(4)の合計 (千円)	729	488	750	750	750
	支出内訳	(1)需用費 (千円)	0	0	0	0	0
	(2)委託料 (千円)	0	0	0	0	0	
	(3)工事請負費 (千円)	0	0	0	0	0	
	(4)負担金補助及び交付金 (千円)	729	488	750	750	750	
	(5)その他 (千円)	0	0	0	0	0	
	A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計 (千円)	729	488	750	750	750	
◆県内他市の実施状況 ● 把握している ○ 把握していない	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 県内他市町村の補助制度	①事務事業に携わる正規職員数 (人)	2	1	1	1	1
◆市民と行政の協働状況 ● 協働している ○ 協働可能だが未実施 ○ 協働になじまない	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 地区ごみステーションの設置、維持管理、ごみ出しルールの徹底及び指導	②事務事業の年間所要時間 (時間)	80	60	60	60	60
		B. 人件費(②×人件費単価/千円) (千円)	347	264	264	264	264
		事務事業に係る総費用(A+B) (千円)	1,076	752	1,014	1,014	1,014
	(参考)人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
○ 直結度大 ● 直結度中 ○ 直結度小	説明	ごみの散乱を防止ことができ、さらに環境美化が図られ資源物の回収率増につながる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当			
● 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入		事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最小限になっており削減する余地はない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最小限で行っており削減の余地はない	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	町内で各世帯から負担金を徴収 (市は、費用の1/3又は5万円を上限として補助)	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内で各世帯から負担金を徴収 (市は、費用の1/3又は5万円を上限として補助)</li> <li>補助対象外の経費については、受益者負担</li> </ul>	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
● 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性	
実施予定時期	平成26年度	現状維持	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	当面の間、現状を維持	成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
・町内会で、ごみ集積場及び資源物集積場を新設又は更新する際に補助金を交付しているが、近年アパートが増加してきており、ゴミステーションも増加傾向にある。かご式ごみ集積場は、カラス等からの被害防止や衛生面からも効果があることから、当面継続する必要がある。		
		不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	72210005				
事務事業名	し尿収集事業				
予算書の事業名	し尿収集事業				
事業期間	開始年度	昭和40年頃	終了年度	当面継続	業務分類
					5. ソフト事業
実施計画(H25~H27)への記載	無		実施計画(H26~H28)における区分		実施計画書に記載しない
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	環境安全課	
係名等	生活安全係	
記入者氏名	谷口 友美	
電話番号	0765-23-1048	

政策体系上の位置付け	コード2	722001
政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり	
政策名	2 脱温暖化・循環型社会の構築	
施策名	2. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	
区分	なし	
基本事業名	ごみの発生抑制と減量化の推進	

予算科目	コード3	001040202
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	2. 清掃費	
目	2. し尿収集処理費	

◆事業概要 (どのような事業か) 一般家庭や事業所から排出されるし尿の汲み取りを行い、し尿処理施設へ計画的・衛生的かつ適切に搬入する。	◆実施計画への記載予定事業内容		単位	計画						
	H26			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 排出されるし尿 し尿汲み取り対象世帯	対象指標	① 対象世帯数	世帯	2,100	1,650	1,200	1,200	1,200	1,200	
		②		2,063	1,628					
		③								
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 し尿の汲み取りを行い、新川広域圏の設置私設クリーンぽへとへ搬入 (委託) <平成25年度の主な活動内容> 市内し尿汲み取り対象世帯から汲み取りの申し込みがあった場合、その汲み取りを行い、新川広域圏の設置私設クリーンぽへとへ搬入する業務を民間に委託している。	活動指標	① 収集件数	件	4,700	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	
		② し尿収集量	ℓ	4,706	4,194	4,200	4,200	4,200	4,200	
		③		3,450,000	3,000,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 排出されたし尿を計画的・衛生的・適切に収集し、し尿処理施設へ運搬する。	成果指標	① 公衆衛生や生活環境が保持されていると思う市民の割合	%							
		②								
		③								
その結果 <施策の目指すがた> 効率的な収集・運搬・処理体制が確立し、適正に処理される。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 アンケートにより把握する。(まちづくり市民意識調査)									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 一般家庭等から排出されるし尿の収集、運搬は、廃掃法に規定される。 昭和40年頃より市が業者委託を行っている。	費目		実績		計画					
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 公共下水道等の整備により、汲み取りから公共下水道接続(農集含む)や合併浄化槽への切り替えが進み、汲み取り人口、汲み取り量等が減少している。→委託先業者の業務量自体も減少	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	16,686	14,689	16,500	15,000	15,000	15,000	
		(4)一般財源	(千円)	16,146	16,820	14,188	15,230	15,000	15,000	
		子算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	32,832	31,509	30,688	30,230	30,000	30,000	
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 特になし	支出内訳	(1)需用費	(千円)	25	0	30	30	30	30	
		(2)委託料	(千円)	31,992	30,840	29,940	29,500	29,270	29,270	
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(5)その他	(千円)	815	669	718	700	700	700	
A. 子算(決算)額(1)~(5)の合計		(千円)	32,832	31,509	30,688	30,230	30,000	30,000		
◆県内他市の実施状況 ● 把握している ○ 把握していない	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 「クリーンぽへと」へのし尿搬入量実績(市町別・業者別) 県内他市町等の収集料金	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	2	2	2	2	2	
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	440	440	400	400	400	400	
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	1,908	1,936	1,760	1,760	1,760	1,760	
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	34,740	33,445	32,448	31,990	31,760	31,760	
(参考) 人件費単価		(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400		
◆市民と行政の協働状況 ○ 協働している ○ 協働可能だが未実施 ● 協働になじまない	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 法令により規定された業務									

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
● 直結度大 ○ 直結度中 ○ 直結度小	説明	下水道が普及してきているが、まだ未整備地区もある。また整備地区内においても何らかの理由により下水道につなげない家庭もある。事業としては年々縮小していくが、完全には無くならないと予想される。し尿の汲み取りは住民の衛生的な日常生活を営むためにはかかすことができず、事業実施により住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上を図ることができる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
● 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	事務の区分	自治事務	
根拠法令等を記入	第 3条第1項	第 6条の2第1項	第 9条第1項
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	・し尿汲み取り料金の値上げも考えられるが、現状では金額の引き上げは難しい。 ・委託料を毎年減額している。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最低限度の人員であり、削減の余地なし。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	し尿汲み取り料金の値上げも考えられるが、高齢世帯等の低所得者も多く値上げは難しい。 ※平成11年度に手数料の見直しを実施	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	新川広域圏の収集料金(1石あたり) 魚津市:1,100円 黒部市:1,170円 入善町:1,098円 朝日町:1,130円	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	○ 適切	● コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			年度
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
● 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	委託料を毎年減額。 コストの方向性 削減
	中・長期的 (~5年間)	し尿汲み取り料金の値上げについて、関係団体等と協議する。 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
・公共下水道等の普及により、し尿汲み取り世帯数は年々減少しているが、減少数に併せて委託料を減額してきているところである。事業として年々縮小していくが、完全には無くならないと予想されることから、当分の間この事業は廃止できないと考える。		
		不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	72210004				
事務事業名	下槽一般廃棄物最終処分場跡管理費				
予算書の事業名	下槽一般廃棄物最終処分場跡管理費				
事業期間	開始年度	平成2年	終了年度	当面継続	業務分類
					1. 施設管理
実施計画(H25～H27)への記載	無		実施計画(H26～H28)における区分		実施計画書に記載しない
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行	<input type="radio"/> 2. アウトソーシング	<input type="radio"/> 3. 負担金・補助金	<input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02050200
部 名 等	民生部	
課 名 等	環境安全課	
係 名 等	生活安全係	
記入者氏名	山岡 晃	
電話番号	0765-23-1048	

政策体系上の位置付け	コード2	722001
政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり	
政策名	2 脱温暖化・循環型社会の構築	
施策名	2. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進	
区分	なし	
基本事業名	ごみの発生抑制と減量化の推進	

予算科目	コード3	001040201
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	2. 清掃費	
目	1. 塵芥処理費	

事業概要 (どのような事業か)	実施計画への記載予定事業内容	単 位	計 画					
			上段・計画：下段・実績		計 画			
			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
一部借地となっており、その使用料の支払い事務。 借地について、地権者との連絡調整、用地買収へ向けた協議。 (町内等のボランティア活動による側溝清掃による泥等を保管・管理→H24年度から廃止)	H26 H27 H28							
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 最終処分場跡地 土地所有者	➡ 対象指標	① 未買収の土地地権者	人	2 2	2 2	0	0	0
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し有 地区等の側溝清掃から出る汚泥の跡地への持込みを禁止 (汚泥は宮沢清掃センターへ市費で持ち込むことに変更) <平成25年度の主な活動内容> ・地権者への借地料の支払 ・地権者との連絡調整、用地買収へ向けた協議 (敷地の一部は、もくもくホール用地として、H20に行政財産として財産異動)	➡ 活動指標	① 連絡調整、協議の回数	回	3 4	3 7	3	3	3
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 適正な維持管理	➡ 成果指標	① 買収に応じた土地地権者	人	2 0	2 0	2	2	2
その結果 <施策の目指すがた> 効率的なごみの収集・運搬・処理体制が確立し、廃棄物が適正に処理されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 ・平成2年4月から宮沢清掃センターが稼動したことにより、下槽一般廃棄物最終処分場はその役目を終了(H19.8.30廃止) ・町内清掃等で発生する汚泥等の保管場所として引き続き活用・管理→H24.9より、すべて宮沢清掃センターへ搬入	費 目		実 績		計 画			
	財源内訳		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0
	(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0
	(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0
	(4)一般財源	(千円)	41	41	41	41	41	41
	予算(決算)額(1)～(4)の合計	(千円)	41	41	41	41	41	41
	(1)需用費	(千円)	0	0	0	0	0	0
	(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	0
	(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0
	(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0
	(5)その他	(千円)	41	41	41	41	41	41
	A. 予算(決算)額(1)～(5)の合計	(千円)	41	41	41	41	41	41
	①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	1	1	1	1	1
	②事務事業の年間所要時間	(時間)	80	40	40	40	40	40
	B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	347	176	176	176	176	176
	事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	388	217	217	217	217	217
	(参考)人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない	➡	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 新川広域圏では、汚泥の処分について統一						
◆市民と行政の協働状況 ○協働している ○協働可能だが未実施 ●協働になじまない	➡	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 契約事業であり協働にはなじまない。						

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
○ 直結度大 ○ 直結度中 ● 直結度小	説明	ボランティア清掃により出された汚泥等の役割を終えたことにより、必要性は極めて低い。 (地権者への借地料の支払事務のみ)	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている			
○ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
● 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入		事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	下位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	「公害防止対策事業」 下槽一般廃棄物最終処分場はその役目を終えてH19.8.30を持って廃止されたが、その後、町内清掃等で発生する汚泥等の保管場所として活用、管理されてきた。しかし、廃掃法における汚泥の取り扱い(一般廃棄物か、有価物か)に曖昧な部分が多いため、H24.9より一般廃棄物としてすべて宮沢清掃センターへ搬入することとなった。これにより、この事業は借地部分の賃借料の支払のみとなり、市の施策に直結するような業務は行われてはいない。「公害防止対策事業」では、跡地からの水質調査を継続実施しており、適正管理要素を持つ同事業に組み入れることとしたほうが適切と考える	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	地権者への賃借料のみを予算計上	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最小限の業務時間	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	維持管理業務のみであり、受益者はない	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明		

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	● 適切	○ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施		年度	
○ 終了 ○ 廃止 ○ 休止			
● 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
○ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性	
実施予定時期	平成26年度	現状維持	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	当面の間、現状を維持	成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)			二次評価の要否
一部借地が残っており、地権者と用地買収に向けた協議を行っているが、承諾されないまま今日に至っている。今後も地権者と辛抱強く交渉していく必要がある。			
			不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)			

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	72210002	部・課・係名等	コード1	02050200	政策体系上の位置付け	コード2	722001	予算科目	コード3	001040201
事務事業名	不法投棄廃棄物処理事業	部名等	民生部		政策の柱	基5 豊かな自然と共生したまちづくり		会計	一般会計	
予算書の事業名	一般廃棄物収集運搬事業	課名等	環境安全課		政策名	2 脱温暖化・循環型社会の構築		款	4 衛生費	
事業期間	開始年度 平成15年度以前 終了年度 当面継続	業務分類	5. ソフト事業		施策名	2. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進		項	2. 清掃費	
実施計画(H25~H27)への記載	無	実施計画(H26~H28)における区分	実施計画書に記載しない		区分	なし		目	1. 塵芥処理費	
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input checked="" type="radio"/> 2. アウトソーシング <input type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営		記入者氏名	坪崎 正裕	基本事業名	ごみの発生抑制と減量化の推進				
		電話番号	0765-23-1048							

◆事業概要 (どのような事業か) 市内の山間地等に不法投棄された廃棄物 (一般・産廃) を処理する。(投棄者が特定できない場合)	◆実施計画への記載予定事業内容		単位	上段・計画：下段・実績						
	H26			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
対象 <この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 不法投棄物	対象指標	① 不法投棄された家電リサイクル対象製品の発見台数	件	0	0	0	0	0	0	
		②		47	29					
		③								
手段 <平成24年度における事業見直しの有無> <平成24年度の活動及び見直し内容> 見直し無 不法投棄物の確認、回収、処分 <平成25年度の主な活動内容> ・不法投棄物の確認、回収、処分	活動指標	① 原因者が判断できず市が処理した不法投棄された家電リサイクル対象製品の台数	件	0	0	0	0	0	0	
		②		47	29					
		③								
意図 <この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 発見された不法投棄物を迅速、適正に処理する。	成果指標	① 処理に要した費用	千円	0	0	0	0	0	0	
		②		385	180					
		③								
その結果 <施策の目指すがた> 効率的なごみの収集・運搬・処理体制が確立し、廃棄物が適正に処理されています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 市内の山間地等を中心に、事業者や一般市民による不法投棄が後をたたず、そのままにしておくことは環境保全上問題であり、その処理をすする必要が生じたため	費目			実績		計画				
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 不法投棄される廃棄物の量は、近年減少してきているものの細かな不法投棄が絶えない。 ・家電リサイクル法 (H13.4完全施行) により増加 ・H23.7.24地上デジタル放送移行に伴うテレビの買い替え需要拡大 ◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) H23.7.24地上デジタル放送移行に伴うテレビ買い替え後の不法投棄の増加懸念	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)一般財源	(千円)	385	180	0	0	0	0	
		予算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	385	180	0	0	0	0	
◆県内他市の実施状況 ●把握している ○把握していない	支出内訳	(1)需用費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(2)委託料	(千円)	385	180	0	0	0	0	
		(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
		(5)その他	(千円)	0	0	0	0	0	0	
A. 予算(決算)額(1)~(5)の合計		(千円)	385	180	0	0	0	0		
◆市民と行政の協働状況 ●協働している ○協働可能だが未実施 ○協働になじまない	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 県内における市町村の処理状況		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3	3	3	3	
	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 不法投棄の監視、回収		②事務事業の年間所要時間	(時間)	240	280	250	250	250	250
			B. 人件費 (②×人件費単価/千円)	(千円)	1,041	1,232	1,100	1,100	1,100	1,100
			事務事業に係る総費用 (A+B)	(千円)	1,426	1,412	1,100	1,100	1,100	1,100
		(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
○ 直結度大 ● 直結度中 ○ 直結度小	説明	不法に投棄された廃棄物をそのままにしておくことは環境保全上問題であり、市で処理するのが適正と考えられる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
○ 法令などにより市による実施が義務付けられている			
● 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間(市民・企業等)によるサービスの実施が不可能(又は困難)なため、市による実施が妥当			
○ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当			
○ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小(廃止)が妥当			
○ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入		事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
あり	説明	不法投棄に関しては、法律で処罰の対象となるが投棄者の特定は困難なため、行政において処理するしかない。不法投棄量は、減少傾向にあるものの、さらに住民等のモラル向上を図る啓発活動や関係機関と連携した監視パトロール等の強化を図っていく必要がある。	成果実績 中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、効果が高まる可能性のある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	実態に応じた処理費用のみを支出しており削減はできない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最小限の業務であり、削減の余地はない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	投棄者を特定できないため負担を求めることができない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	(ただし、不法投棄者が特定された場合には、処罰、処理費用の請求等は行わなければならない。)	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	● 適切	○ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	○ 適切	● 成果向上の余地あり	
③ 効率性	● 適切	○ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	● 適切	○ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
○ 現状のまま(又は計画どおり)継続実施			
○ 終了	○ 廃止	○ 休止	年度
○ 他の事務事業と統合又は連携			
○ 目的見直し			
● 事務事業のやり方改善			

★ 改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	モラル向上の啓発活動→広報への啓発記事の掲載 コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	モラル向上の啓発活動の充実 監視パトロールの強化 成果の方向性 向上

★ 一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
・不法投棄は、市内の山間地等を中心に行われており、後を絶たないのが現状である。不法投棄される廃棄物の量は、近年減少してきているものの放置すれば追加投棄されるため、今後とも地元住民や警察署等と連携しながら処理する必要がある。		
		不要

★ 二次評価 (経営戦略会議・部会)	